

費用について

妊娠と消費税（主なものを抜粋）について

（１）課税されないもの

- ①妊婦検診
- ②妊娠診断のための検査
- ③妊婦のための検査（超音波検査・ノンストレステスト・血液検査など）
- ④新生児のための検査<
- ⑤産後２ヶ月以内の、産後検診・新生児検診
- ⑥分娩介助料・死産介助料
- ⑦新生児管理保育料
- ⑧分娩時入院時の室料（差額なしの室料）

（２）課税されるもの

- ①室料差額（保険入院の際は非課税・経膈分娩の際は課税）
- ②産後２ヶ月以降の、産後検診・新生児検診
- ③助産師による乳房ケア（外来）
- ④診断書・証明書
- ⑤人工妊娠中絶・卵管結紮（避妊手術）に関わる費用

産科外来自費自己負担料金

妊婦検診：１回あたり ０円～13100 円（相模原市の場合）

（14 回分の公費負担があり、公費が計 62000 円利用できます。妊婦健診の内容が、週数により異なりますので公費負担を差し引いた自己負担金額が上記です。公費負担額は市町村により異なります。詳細は受診時に事務員にお尋ねください。）

※ 健康保険を使用する主なもの（2006 年 9 月現在）

- ① 妊娠 33～34 週に行う GBS 検査以外の、帯下（おりもの）に関する検査
- ② 疾患があるか疑われる場合の採血等
- ③ 疾患の治療に使用する薬剤
- ④ 産科手術の為の術前検査（帝王切開等）

…経膈分娩後の卵管結紮術（避妊手術）に関わる術前検査は除く

* 費用の詳細につきましては、直接ご確認ください。

電話番号：042-752-1808（代表）